

## 令和8年度の県管理道路の除草作業のお知らせ

日頃より、群馬県行政にご理解ご協力いただき、大変ありがとうございます。  
 ございます。

近年、背丈の高く、生育の早い雑草などの繁茂により、道路を利用する皆様にご迷惑をおかけする事態が散見されております。

そこで、令和8年度は、従来の草刈り機による除草に加え、9区間の約32km（裏図の区間）で「除草剤」を活用した除草を実施いたします。

作業に際しては、環境や安全に十分配慮してまいりますので、何卒、ご理解とご協力の程、よろしくをお願いいたします。

### 作業時期・方法

#### ◆ 除草剤の散布時期(予定)：春(4～5月)、夏(7～8月)

※散布予定区間は、裏面の9区間約32kmです。

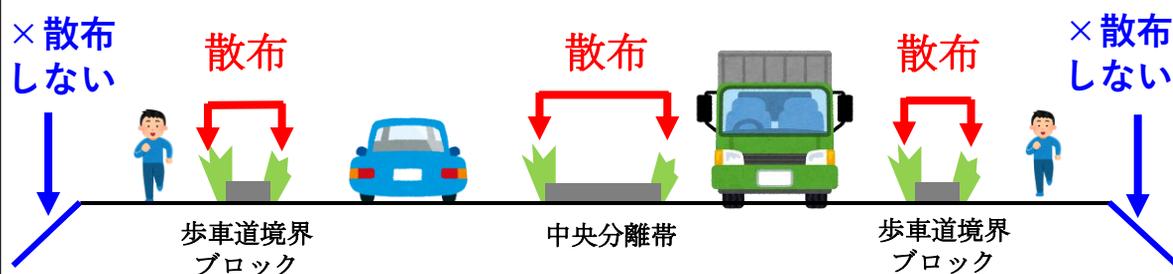
※現地において、看板等により、散布前後に散布日や注意喚起を周知します。

※散布は、道路内の下図の位置で行い、民地側には散布しません。

※使用する薬剤は、「登録農薬」で「県内の使用実績が多く、安全性が確認されているもの」を使用します。

※薬剤の散布に際しては、「用法・用量を遵守」し、できる限り「周囲に人がいない時間帯」に、周辺への飛散に十分注意して散布します。

※歩道通行者に対しては、通常の除草作業時と同様、安全な通路に誘導するなど、安全に十分配慮します。



【お問合せ先】 〒373-0033 太田市西本町60-27

群馬県太田土木事務所

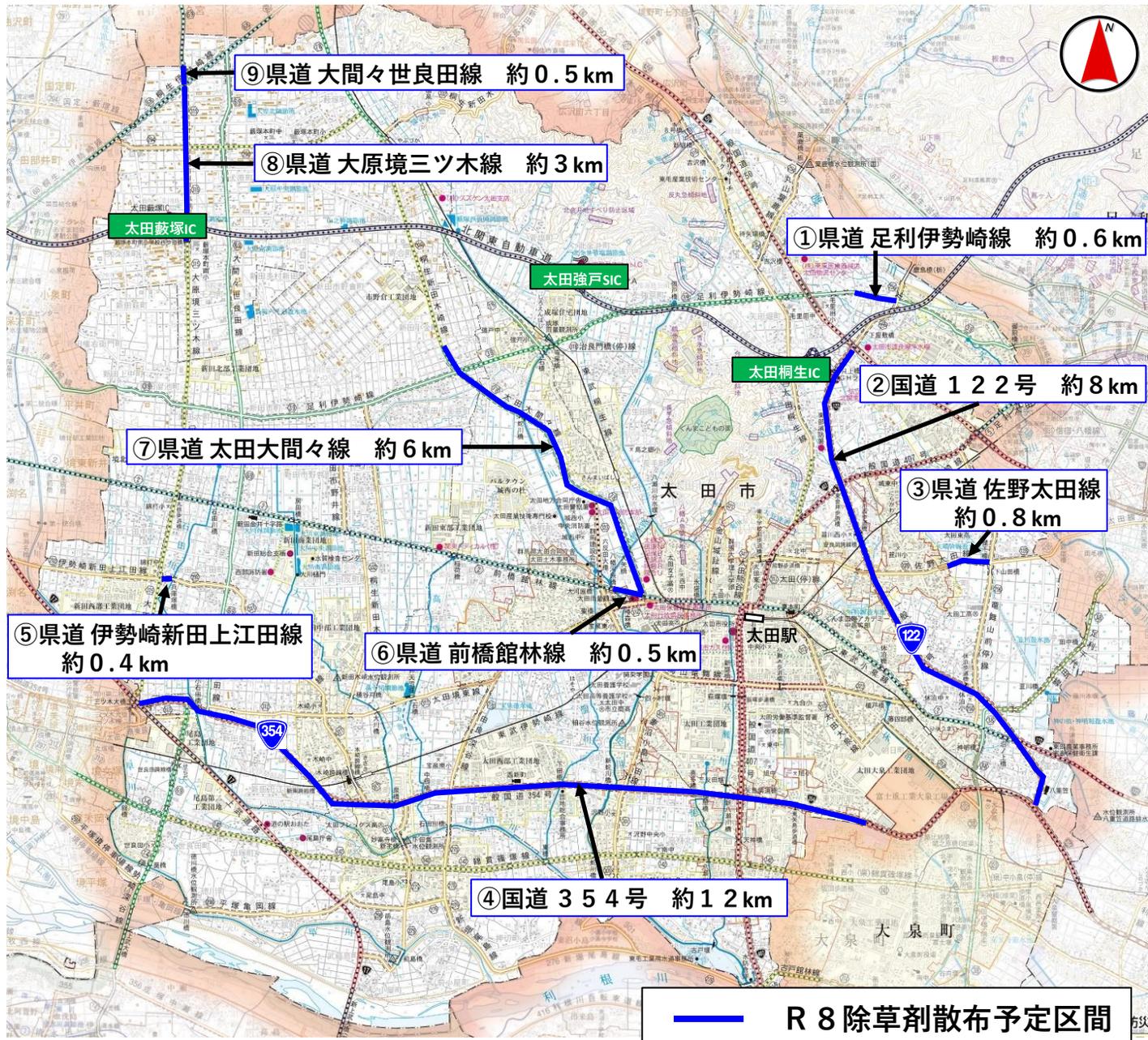
(計画調整係、工務第一係、工務第二係、都市施設係)

※区間により、担当係が異なります

TEL:0276-32-2345 Mail: ootado@pref.gunma.lg.jp

# 令和8年度の除草剤散布区間について

令和8年度の除草剤散布予定区間は、以下の9区間の約32kmです。



【参考】 太田土木事務所が管理する道路(太田市内)

- ・赤線: 国道17号、50号を除く国道
- ・緑線: 主要地方道
- ・黄線: 一般県道